

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和4年1月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100098号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100054号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成28年5月1日)及び取得年月日(平成31年1月1日)を取り消し、平成28年5月から平成30年12月までの標準報酬月額を、平成28年5月から平成29年2月までは17万円、同年3月から同年8月までは18万円、同年9月から平成30年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円とすることが必要である。

平成28年5月1日から平成31年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月1日から平成31年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年5月から同年8月までの標準報酬月額については18万円とする。

平成28年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額17万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年5月1日から平成31年1月1日まで

私は、平成31年4月11日にA社を退職するまで、請求期間も継続して勤務していたが、事業主が、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を、当初、平成28年4月12日とする誤った届出を行い、その後、令和3年2月15日に、平成31年4月12日に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間に係る給与明細書等を提出するので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 事業主の回答、事業主から提出された労働者名簿（写）及び賃金台帳（写）、請求者から提出された給与明細書（写）及び預金通帳（写）並びに金融機関から提出された取引推移一覧表により、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額若しくは請求者の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳（写）により確認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から、平成28年5月から平成29年2月までは17万円、同年3月から同年8月までは18万円、同年9月から平成30年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年5月から平成30年12月までの期間について、当初、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年4月12日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の喪失年月日を平成31年4月12日に訂正する旨の届出を提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出されたことによる、当該期間の厚生年金保険料は、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成28年5月1日から同年9月1日までの期間については、事業主から提出された賃金台帳（写）、請求者から提出された給与明細書（写）及び日本年金機構の回答から判断すると、当該期間に係る事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は18万円に相当すると認められ、上記1の訂正後の標準報酬月額（17万円）より高額であることから、当該期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額17万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100107号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100012号

第1 結論

昭和46年3月から昭和48年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月から昭和48年5月まで

私は、請求期間当時はアルバイトや住居を転々としていたが、住民票はその都度異動せず、当時、母の住居があったA市B区又は同市C区に残したままにしていたため、詳しいことは分からないが、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、母から領収書のようなものを見せてもらったこともあったと記憶しているので、母が納付してくれていたと思う。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料についても、母親が納付してくれていたと思うと主張しているところ、請求者は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は、既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(国民年金手帳記号番号:*)によると、国民年金の初めて被保険者となった日は、「昭和61年4月1日」と記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致し、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できない上、請求者の国民年金の加入手続きは、請求者の国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された被保険者の資格記録により、昭和61年4月ないし同年5月頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時、住民票上の住所であったとしているA市B区及び同市C区に対し、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、両区はともに、当時の資料は保管していない旨回答している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。